

公立大学法人札幌市立大学寄附金取扱規程

平成18年4月1日

平成18年規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人札幌市立大学（以下「法人」という。）における寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の目的)

第2条 寄附金は、法人における教育・研究活動を財政的に支援する目的で寄附される現金で、理事長が次の各号に掲げる経費に当てることを目的として受入れを決定したものをいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育に要する経費
- (3) その他法人の運営に要する経費

(受入れの条件)

第3条 寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による研究の結果得られた特許権、実用新案権その他の知的財産権を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について寄附者が会計検査をすること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他理事長が教育・研究上支障があると認める条件

(受入れの基準)

第4条 寄付金は、その使途目的が法人の教育・研究上有意義であるものでなければならない。

(寄附の申込み)

第5条 寄附金の申込みをしようとする者は、寄附申込書（別記様式）を理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第6条 寄付金の受入れの決定は、理事長が行う。

2 理事長は、前項の規定により受入れの決定を行うに当たっては、あらかじめ関係する学部の長に協議するものとする。

(寄附金の納付依頼等)

第7条 理事長は、前条第1項の規定により受入れの決定を行ったときは、寄附申込者に寄附金の納付を依頼するものとする。

2 理事長は、寄附金が法人に納付されたときは、寄附者に礼状を送付するものとする。ただし、当該寄附金の額が高額の場合は、礼状に代えて感謝状を送付することができる。

(使途の特定)

第8条 寄附金の使途は、寄附者が特定するものとする。ただし、寄附者が使途を特定しないときは、理事長が特定するものとする。

(使途の変更)

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の使途を変更することができる。

(1) 寄附金の目的が達せられ、残額を他の使途に使用する場合

(2) 理事長が他の使途で使用する事が適当と認めた場合

2 理事長は、前項の規定により使途の変更をしようとするときは、あらかじめ寄附者と協議しなければならない。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式

寄 附 申 込 書

年 月 日

(あて先)

公立大学法人札幌市立大学理事長

寄附申込者

住 所

氏 名

⑩

T E L

公立大学法人札幌市立大学寄附金取扱規程第5条の規定により、
下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1 寄附金の名称	
2 寄附目的及び条件	
3 寄 附 金 額	円
4 特に奨励を希望する教育・研究の題目及び担当教員の所属・氏名	
5 寄附金納入予定日	
6 備 考	

(注) 1 「1 寄附金の名称」は、特に希望する名称がある場合のみ記入してください。

2 寄附申込者が法人の場合には、「6 備考」に御担当者の氏名、連絡先等を記入してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。